

個人情報ファイル簿

1 個人情報ファイルの名称	就学援助システムデータ	
2 実施機関の名称及び個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	実施機関名	水戸市教育委員会
	組織名	教育部学校管理課
3 個人情報ファイルの利用目的	就学援助費支給事務	
4 記録項目	児童生徒に係るもの 学校名・認定番号・児童番号・学年・組・性別・氏名・生年月日・申請者氏名・郵便番号・住所・申請日・認定日・廃止日・要保護準要保護の別・認定変更の別・区域外の別・外国人の別・電話番号・家賃・世帯収入年額・世帯収入月額・収入基準・支給品目・支給額・支給日・戻入品目・戻入額・戻入理由・戻入日	
5 記録範囲	水戸市の学校に在籍する児童生徒 水戸市に住民票がある他市区町村学校に在籍する児童生徒	
6 記録情報の収集方法	<input checked="" type="checkbox"/> 本人（保護者からの申請書による） <input type="checkbox"/> 本人以外	
7 要配慮個人情報の有無	<input type="checkbox"/> 含む <input checked="" type="checkbox"/> 含まない	
8 記録情報の経常的提供先	児童生徒の在籍する学校	
9 開示等請求を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 水戸市教育委員会事務局教育部学校管理課及び情報公開センター (所在地) 水戸市中央1丁目4番1号	
10 訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし	
11 個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号（電子処理ファイル） 政令第21条第7項に該当するファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
12 備考		

注 この表で「法」とは個人情報の保護に関する法律を、「政令」とは個人情報の保護に関する法律施行令をいう。